

## 6 月 定 例 教 育 委 員 会 報 告

### 1 開催日時

平成30年6月29日(水) 14:00～15:00

### 2 出席者

委員 永田 政信  
渡邊 敬  
佐古 順子  
村川 一恵  
教育長 遠藤 雅己

### 事務局

教育政策監	丸山 克彦	教育次長	吉村 武史
教育総務課長	三岳 和裕		
教育総務課参事 (小学校給食センター所長)			畑田 憲一
学校教育課長	江浪 俊彦	学校教育課参事	高木 修
社会教育課長	喜々津 武利	図書館長	鈴川 章子
社会教育課参事 (新図書館整備室長)			松山 敬之
文化振興課長	大野 安生	教育総務課課長補佐	山崎 喜一郎

### 3 議事

#### 《議案》

第12号議案 大村市教育委員会招致外国語指導助手任用規則の一部改正について

#### 《協議・報告事項》

中学校給食センター建設工事 (建設、電気、設備) の変更契約締結に伴う、市長専決処分及び議会への報告について

#### 4 議事録

教育長	<p>ただ今から平成30年6月の教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>嶋崎委員から欠席の連絡がっておりますが、本日の会議は定足数に達しております。</p> <p>議事日程1、前回会議録の承認を議題といたします。原案のとおり会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	はい。
教育長	<p>はい、ありがとうございます。御異議ありませんので、承認することとします。</p> <p>議事日程2、教育長報告を行います。5月の行事でございますけども25日には大村市の中学校体育大会等が行われております。また、大村市の慰霊祭、本年度は三城小学校から3名の児童が参加いたしました。また、ボーイスカウトに加えて、今年からガールスカウトが共に参加するということになりました。大変ありがたいことですが、このような方法で、高齢化になっております慰霊祭の方にもですね、子どもたちが引き継いでいただけるんじゃないかなあというふうに思っております。校長会の方には色々とお手数をかけておりますけども今度もまた県の慰霊祭に、中学校が参加するようになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。同じく25日はPTA連合総会に出席をしております。26日が、大村市の中学校体育大会、26日、27日というふうに行われまして大きなけがもなくですね、無事に終了しております。勝ち上がったところは今度は県大会に進むということで、また活躍を期待したいと思ひます。以上で教育長報告を終わります。</p> <p>各委員から何か報告はありますか。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議事日程3、第12号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
学校教育課長	<p>第12号議案大村市教育委員会招致外国語指導助手任用規則の一部改正についてでございます。2ページをお願ひします。大村市教育委員会招致外国語指導助手任用規則の一部を次のように改正するというので、第3条第1項第1号中の「小学校」を「小学校及び中学校」に改める。第28条中の「通勤」の次に「及び一の勤務場所から他の勤務場所への移動」を加えるものです。3ページの方に新旧対照表を付けております。外国語指導助手の職務についてです。第3条第1項第1号を御覧ください。現在、中学校における外国語授業等の補助となっておりますが、そこに小学校を加え、小学校及び中学校における外国語授業等の補助としております。これは、平成32年度から全面実施となります新学習指導要領</p>

	<p>において小学5、6年生で外国語科が教育課程に位置付けられます。そのことに伴うものです。第28条自動車運転の制限についてです。現在、通勤時のみ運転を許可しておりますが、一の勤務場所から他の勤務場所への移動を加えました。と申しますのも、これは同じ日、同一日の午前と午後で勤務校が異なる場合があることを踏まえまして、このように加えたものです。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局から説明がありましたけど、御質問はありませんか。</p>
教育長	<p>なければ、質疑を終結します。御意見等がございましたらお願いします。</p>
渡邊委員	<p>さっきの質問のところでも良かったんですけど、外国語指導助手ですね、この方たちは、その国際免許とかそういうのは持ってた場合もこういうふうに決められるわけですか。</p>
学校教育課長	<p>自動車運転免許の件かと思えますけども、一応通勤の時とそれから今申し上げたように移動する時のみということに、あと休日等につきましては、それはもう構わないということになります。</p>
教育長	<p>これは自分の車を使ってるわけですか。</p>
学校教育課長	<p>はい、そうです。</p>
教育長	<p>勤務の時も。</p>
学校教育課長	<p>はい、そうです。</p>
教育長	<p>他にございませんか。</p>
渡邊委員	<p>通勤時と一つの勤務場所から他の勤務場所に移動すること以外では、勤務のために自動車を運転してはならないとなってますけども、通勤とか、他の場所への移動の他の使用というのは、私事での使用ということになるんですか。どういう場合があるのか教えてください。</p>
学校教育課長	<p>外国語指導助手いわゆるALTですが、通勤及び一の勤務場所から他の勤務場所への移動のための場合を除き、所属長の許可を受けずにその勤務のための自動車を運転してはならないということですので、通勤の時とそれから例えば午前中の学校から学校間の移動の時はいいですよと2点だけが許可されてるということになります。</p>
渡邊委員	<p>空いた時間にこう勝手に私用のために動くなということですね。</p>
教育総務課長	<p>こう規定してあるようにですね、勤務のために自動車を運転してはならないということですので、例えば、昼休み休憩時間にですね運転することまでは妨げているものではございません。他に何が勤務のためにあるのかということ例えば出張をする場合とかですね、勤務のために出張をする場合には、自動車を運転してはならないということとかですね。まあ、</p>

	いわゆる勤務のために通勤と学校間の移動以外は車を運転してはならないという規定になっております。
教育長	ここの表現難しいですね。勤務のために運転してはならない。
教育総務課長	はい、私事で運転するのは特に制限は設けてないということです。
教育長	結局私事で運転する場合は補償の対象にならないということですかね。保険の方もこれはA L Tに掛けてあるわけですか。
教育総務課長	保険は、もう加入ですね。
教育長	ちょっと表現方法が難しいですね。
教育長	所属長の許可を受けなければだめだということですかね。
学校教育課長	勤務の場合はですね。
教育長	勤務場所から次の勤務場所へ移る時も所属長の許可を受けなさいということですね。
教育総務課長	いえ、その場合はこの規定でO Kです。
教育政策監	その場合は無条件にO Kで、ほかに車で移動する場合は、所属長の許可を得てくださいということです。
教育長	例えば今A L Tが松原あたりに行っているのは、あれは私事で、別の報酬でやってるわけですね。あれは、車を使っていい。
学校教育課長	はい、時間外ですので。
教育長	私事の用務で車を使ったのは自分の責任ということですね。今松原に行って英語を勉強してますけど、放課後についてはそのような対応になると。永田委員よろしいでしょうか。
永田委員	分かりました。
教育長	ほかにございませんか。
渡邊委員	その方たちは、健康保険、こういうのは入っておられるのですか。
学校教育課長	すべて、はい。
渡邊委員	国民健康保険ですか。
教育総務課長	社会保険ですね。
渡邊委員	分かりました。
教育長	それではよろしいですかね。質疑を終結します。ご意見等ございませんか。 参考までに今現在の人数、7月までですかね。何名ですか。

学校教育課長	13名です。
教育長	7月で入れ替わりですかね。
学校教育課長	3名帰国で、新たに4名です。
教育長	1人増えるんですか。
学校教育課長	いえ、違います。1人が途中で辞めましたので、今臨時という形で雇用しております。その方が終わってということになります。
教育長	現在13名、ということで今度7月からも13名。
学校教育課長	はい。
永田委員	車を使っている人は何人かいるんですか。自転車はよく見るんですけど。
学校教育課長	4人ですね。
永田委員	居られるんですね。
教育長	はい、それではご意見がなければ、採決します。第12号議案について議案のとおり決定するご異議ございませんか。
全委員	はい。
教育長	ご異議ございませんので、原案のとおり決定することとします。

◎自由討論

なし。

◎協議報告事項

中学校給食センター建設工事（建設、電気、設備）の変更契約締結に伴う、市長専決処分及び議会への報告について、小学校給食センター所長から報告があった。

○次回の定例教育委員会開催の確認

7月定例教育委員会 7月18日（水） 15時30分から

教育長	これもちまして平成30年6月教育委員会定例会を終了します。15:00
-----	------------------------------------